

裁決手続開始の決定について（公告）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年4月20日

新潟県収用委員会 会長 長谷川 均

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
新潟都市計画道路事業 3・1・506号万代島ルート線（新潟市中央区西堀前通十番町地内から東堀通九番町地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表のとおり
- 5 裁決手続の開始を決定した年月日
平成24年4月5日

別 表

1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現 況	登記簿	実 測	
新潟県新潟市中央区古町通十番町	1727番4	宅地	宅地	56.95	63.22	59.32
新潟県新潟市中央区古町通十番町	1727番5	宅地	宅地	53.55	59.72	56.27

2 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在	地 番	氏 名	住 所
新潟県新潟市中央区古町通十番町	1727番4	解良 篤	新潟県新潟市中央区古町通十番町1727番地
新潟県新潟市中央区古町通十番町	1727番5	熊谷秀雄	新潟県新潟市中央区山二ツ四丁目2番35号

3 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在	地 番	氏 名	住 所	権利の種類
新潟県新潟市中央区古町通十番町	1727番5	新潟市農業協同組合 代表理事組合長 坂井一郎	新潟県新潟市東区 海老ヶ瀬512番地1	抵当権